

## 町民税・県民税申告について

**受付時間** 9時～15時  
**番号札配布時間** 8時30分～15時

### 町民税・県民税申告受付日程表

日程	申告会場	対象地区		
2月	16 火	西公民館 多目的ホール	西地区	
	17 水			
	18 木			
	19 金			
	21 日	すぎとピア 多目的ホール	平日に来られない方	
	22 月			
	24 水			
25 木				
26 金				
1 月	すぎとピア 多目的ホール		中央地区	
2 火				
3 水				
4 木				
5 金				
3月		8 月		東地区、南地区、 泉地区
		9 火		
	10 水			
	11 木			
	12 金			
15 月				

※番号札の配布は、混雑状況により、15時よりも前に終了する場合があります。  
 ※施設の安全上、番号札の配布時間前の来場はご遠慮ください。  
 ※指定された日程で都合が合わない方は、申告期間中であれば随時会場にて受付します。その場合の電話連絡は不要です。  
 ※期間中、税務課窓口での申告受付は行っておりません。  
 ※2月21日(日)は混雑が予想されますので、ご了承ください。

### 申告に必要なもの

- ①「個人番号カード（番号確認と身元確認）」または、「通知カード（番号確認）+ 運転免許証、健康保険証など（身元確認）」
- ②認印
- ③給与所得者、公的年金所得者は「源泉徴収票」
- ④事業所得者、不動産所得者は「収支内訳書」など（記入済みのもの）
- ⑤社会保険の「領収書」  
 （国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険に加入の方は「所得申告参考資料」、国民年金等に加入の方は「社会保険料控除証明書」など）
- ⑥生命保険料や地震保険料の「控除証明書」
- ⑦障がい者の方は「障がい者手帳」など
- ⑧学生は「学生証」
- ⑨医療費控除を受ける方は、「医療費控除の明細書」もしくは「セルフメディケーション税制の明細書」
- ⑩その他、「控除関係書類」
- ⑪申告者本人名義の口座番号のわかるもの（所得税還付の場合）

### 地区について

<b>◇西地区</b> 大字下高野、下野、茨島、大島、高野台東1～2丁目、高野台南1～5丁目、高野台西1～6丁目	<b>◇中央地区</b> 大字杉戸、杉戸1～7丁目、内田1～4丁目、大字清地、清地1～6丁目、大字倉松、倉松1～5丁目、大字本島	<b>◇東・南・泉地区</b> 大字遠野、広戸沼、佐左工門、並塚、才羽、深輪、屏風、椿、大塚、北蓮沼、堤根、本郷、木津内、宮前、目沼、鷺巣、木野川
-------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------

■**税理士による無料申告相談**（所得税のみ）上記会場で行います。2月16日(火)、17日(水)、22日(月)、24日(水)、3月8日(月)

### 所得税の確定申告について

町民税・県民税申告会場では、簡易な所得税の申告も受付しています。  
 ただし、右記の内容の申告は受付できません。直接春日部税務署へ確定申告してください。

- ◆土地・建物・株式等を買った場合の譲渡所得の申告
- ◆青色申告 ◆損失申告
- ◆令和元年前の申告 ◆雑損控除
- ◆死亡した方の準確定申告
- ◆住宅借入金等特別税額控除（初年度）がある方 など

### 「所得税の確定申告」と「町民税・県民税の申告」の違い

毎年1月1日から12月31日までの1年間すべての収入を、翌年の3月15日までに申告することはどちらも同じです。  
 所得税の確定申告書を提出した場合は、原則として町民税・県民税（個人住民税）の申告書を提出したとみなされます。

	所得税の確定申告	町民税・住民税の申告
申告を基に計算される税目等	所得税を確定し、源泉徴収や予定納税で納めた所得税を精算する。 国税	申告内容が町県民税（個人住民税）の課税資料となる。税額決定後、納税通知書が交付される。 地方税
申告先	申告時の住所地を所管する税務署	令和3年1月1日の住所地である市区町村

## 町民税・県民税の申告のご案内

# 申告はお早目に

申告期間▼

2/16<sup>②</sup>～3/15<sup>③</sup>

### 申告会場が変更になります

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策、および町民の皆様が安心して会場にお越しになれるよう、「密集」を避けるため、広い会場へと変更になります。左記、「町民税・県民税申告受付日程表」をご覧ください。指定の会場にお越しください。

#### 昨年まで<5会場>

- 西公民館
- 杉戸町役場※
- 地区センター※
- 東公民館※
- 南公民館※

#### 今年は<2会場>

- 西公民館  
多目的ホール
- NEW**  
すぎとピア  
多目的ホール

※杉戸町役場、地区センター、東公民館、南公民館では「密集」となるため、実施しませんのでご注意ください。



#### すぎとピア会場について

お車での来場の際は、すぎとピア裏手にあります駐車場をご利用ください。（保健センター、杉戸消防署の駐車場は利用できません。）

### 郵送による申告で待ち時間なし

町民税・県民税の申告書を自宅で記入し、郵送すれば、会場で待つことなく申告が終了します。申告会場混雑緩和のため、ぜひ、郵送による申告をご利用ください。

#### ▼申告手順

- ①申告書を記入
- ②必要書類をコピーし同封
- ③ポストへ投函



■お手元に申告用紙がない場合は、税務課窓口にて配布しています。（町ホームページでもダウンロードができます。）

### 来場される方へのお願い

申告会場にお越しになる前に、確認をお願いします。

検温の実施・  
体調不良時の来場自粛



来場前に自宅にて体温を測ってきてください。発熱がある場合や、咳など風邪の症状がある場合には来場を控えていただきますよう、ご協力をお願いします。

マスクの着用・  
手指消毒



会場ではマスクを常時着用していただき、会場入り口等で手指消毒をお願いします。

少人数での来場



会場には、なるべく申告される方がひとりでお越しください。介助を要する等で複数名お越しになる場合は、必要最小限の人数でお越しください。